

官報

号外

平成二年四月二十七日

○第百十八回 衆議院會議録 第十四号

平成二年四月二十七日(金曜日)

議事日程 第八号

平成二年四月二十七日

正午開議

第一 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

午後零時十二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。

内閣から、国家公安委員会委員に坂本朝一君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長浦野休眞君。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浦野休眞君登壇〕

○浦野休眞君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

近年、工業所有権に関する出願件数が増大する中で、出願の内容も高度化かつ複雑化してきております。このため、特許・実用新案の審査要処理期間が長期化し、内外から厳しい批判がなされております。

本法律案は、かかる状況に対処し、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び情報利用の促進を図るため、書類に基づいて手続を行うことを規定している現行の工業所有権関係四法の特例を定めるものであります。

その主な内容は、
第一は、手続をする者は、電子情報処理組織を使用し、または磁気ディスクを提出することにより、特許出願その他の手続を行うことができることとし、書面の提出により行う手続については、補充的措置を必要とした上で今後とも存続させること、

第二は、磁気ディスクをもって特許公報等を発行することができること、
第三は、書面による手続に関し必要な情報処理業務及び特許出願等の審査に必要な先行技術に関する調査業務をそれぞれの指定機関に行わせることとし、当該指定機関に関し、所要の規定を設けること、

ること、

第四は、特許出願人等は、発明の要約書を願書に添付して提出するものとし、要約書の記載内容を特許公報等に掲載すること等であります。

本案は、三月二十日当委員会に付託され、四月十八日武蔵通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十五日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長岸田文武君。

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔岸田文武君登壇〕

平成二年四月二十七日 衆議院會議録第十四号

恩給法等の一部を改正する法律案 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件 朗読を省略した議長長の報告

二

○岸田文武君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成元年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を平成二年四月から二・九八％増額する等の措置を講じ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであります。

本案は、三月十三日本委員会に付託され、四月十九日塩崎総務庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨二十六日質疑を行い、これを終了いたしましたところ、杉浦正健君から施行期日に関する修正案が提出され、趣旨説明の後、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長柿澤弘治君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔柿澤弘治君登壇〕

○柿澤弘治君 ただいま議題となりました日本とタイとの租税条約につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本条約は、昭和三十八年三月に署名された日本とタイとの間の現行租税条約にかわる新たな租税

条約を締結しようとするものであり、昭和六十三年九月以来両国政府間で交渉を行った結果、平成二年四月七日東京において署名されたものであります。

本条約は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国とタイとの間で課税権を調整するものであります。

現行条約に比べ、本条約は、条約全般にわたって最近の租税条約の改善された規定をできる限り取り入れたものであり、条約の対象となる人的範囲、用語の定義を整備するとともに、不動産所得、譲渡収益等につき新たに独立の条項を設け、配当、利子及び使用料の源泉地国における限度税率を定めており、最近我が国が締結した租税条約とほぼ同様のものであります。

本件は、去る四月十三日外務委員会に付託され、同月十八日中山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十七日質疑を行い、討論の後、引き続き採決を行いました結果、多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 中山 太郎君
通商産業大臣 武藤 嘉文君
国務大臣 奥田 敬和君
国務大臣 塩崎 潤君

○朗読を省略した議長長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十九日、内閣から次の報告書を受領した。

平成元年度第三・四半期における予算使用の状況

一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく平成元年度中小企業の動向に関する年次報告

中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく平成二年度において講じようとする中小企業施策についての文書

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。

平成元年度第三・四半期における国庫の状況

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

取引所税法

農業青年基金法の一部を改正する法律

一、去る二十五日、土屋参議院議長から櫻内議長あて、参議院は副議長に小山一平君を選挙した旨の通知書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

和 田 一 仁 君
川 端 達 夫 君

補欠

川 端 達 夫 君
和 田 一 仁 君

農林水産委員

辞任

阿 部 昭 吾 君
榑崎弥之助君

補欠

榑崎弥之助君
阿 部 昭 吾 君

商工委員

辞任

逢 沢 一 郎 君
今 枝 敬 雄 君
川 端 達 夫 君
後藤田正晴君
松 本 十 郎 君
和 田 一 仁 君

補欠

松 本 十 郎 君
後藤田正晴君
和 田 一 仁 君
今 枝 敬 雄 君
逢 沢 一 郎 君
川 端 達 夫 君

予算委員

辞任

松 本 十 郎 君
冬 柴 鐵 三 君
木 島 日 出 夫 君
榑崎弥之助君
阿 部 昭 吾 君
後藤田正晴君
山 田 英 介 君

補欠

江 口 一 雄 君
平 田 米 男 君
山 原 健 二 郎 君
阿 部 昭 吾 君
榑崎弥之助君
佐藤謙一郎君
越 仲 義 彦 君

通信委員

辞任

佐 田 玄 一 郎 君
長 勢 甚 遠 君
村 田 吉 隆 君
越 智 通 雄 君

補欠

坂 本 剛 二 君
越 智 通 雄 君
林 義 郎 君
長 勢 甚 遠 君

議院運営委員

辞任

村 上 誠 一 郎 君
田 口 健 二 君
前 田 正 君
須 永 徹 君

補欠

前 田 正 君
須 永 徹 君
村 上 誠 一 郎 君
田 口 健 二 君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

小 坂 憲 次 君
左 藤 惠 君
坂 本 剛 二 君
真 鍋 光 広 君
増 田 敏 男 君
井 出 正 一 君
金 子 一 義 君
龜 井 善 之 君
星 野 行 男 君
渡 瀬 憲 明 君

補欠

龜 井 善 之 君
金 子 一 義 君
井 出 正 一 君
渡 瀬 憲 明 君
星 野 行 男 君
坂 本 剛 二 君
左 藤 惠 君
小 坂 憲 次 君
増 田 敏 男 君
真 鍋 光 広 君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

愛 野 興 一 郎 君
小 坂 憲 次 君
田 辺 広 雄 君
長 勢 甚 遠 君
福 永 信 彦 君
田 澤 吉 郎 君
浜 田 幸 一 君
林 義 郎 君
原 田 憲 君
村 田 敬 次 郎 君

補欠

田 澤 吉 郎 君
浜 田 幸 一 君
林 義 郎 君
原 田 憲 君
村 田 敬 次 郎 君
愛 野 興 一 郎 君
小 坂 憲 次 君
田 辺 広 雄 君
長 勢 甚 遠 君
福 永 信 彦 君

予算委員

辞任

石 井 一 君
吉 井 英 勝 君
越 智 通 雄 君
林 義 郎 君
今 枝 敬 雄 君
町 村 信 孝 君
村 田 吉 隆 君

補欠

今 枝 敬 雄 君
佐 藤 祐 弘 君
町 村 信 孝 君
村 田 吉 隆 君
石 井 一 君
越 智 通 雄 君
林 義 郎 君

予算委員

辞任

内 海 英 男 君
左 藤 惠 君
田 澤 吉 郎 君
浜 田 幸 一 君

補欠

井 奥 貞 雄 君
佐 田 玄 一 郎 君
鈴木 恒 夫 君
穂 積 良 行 君

決算委員

辞任

前 田 正 君
村 山 達 雄 君

補欠

村 山 達 雄 君
前 田 正 君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

新 井 將 敬 君
岩 屋 毅 君
倉 成 正 君
松 本 十 郎 君

補欠

倉 成 正 君
松 本 十 郎 君
新 井 將 敬 君
岩 屋 毅 君

商工委員

辭任

川端 達夫君
大内 啓伍君

補欠

大内 啓伍君
川端 達夫君

予算委員

辭任

石井 一君
倉成 正君
松本 十郎君
辻 第一君
大内 啓伍君
井奥 貞雄君
狩野 勝君
小杉 隆君
川端 達夫君

補欠

井奥 貞雄君
小杉 隆君
狩野 勝君
正森 成二君
川端 達夫君
石井 一君
松本 十郎君
倉成 正君
大内 啓伍君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辭任

長勢 甚遠君
古屋 圭司君
岩屋 毅君
佐田玄一郎君

補欠

佐田玄一郎君
岩屋 毅君
古屋 圭司君
長勢 甚遠君

外務委員

辭任

伊藤 英成君

補欠

大内 啓伍君

大蔵委員

辭任

菅 直人君
榊崎弥之助君

補欠

榊崎弥之助君
菅 直人君

予算委員

辭任

戸井田三郎君
大内 啓伍君
榊崎弥之助君
久野統一郎君
川端 達夫君
菅 直人君
戸井田三郎君
菅原喜重郎君
榊崎弥之助君

補欠

久野統一郎君
川端 達夫君
菅 直人君
戸井田三郎君
菅原喜重郎君
榊崎弥之助君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辭任

小坂 憲次君
田辺 広雄君
長勢 甚遠君
前田 正君
小此木三郎君
加藤 六月君
田原 隆君
谷川 和穂君

補欠

加藤 六月君
谷川 和穂君
小此木三郎君
田原 隆君
長勢 甚遠君
小坂 憲次君
前田 正君
田辺 広雄君

外務委員

辭任

古堅 実吉君
大内 啓伍君
不破 哲三君

補欠

不破 哲三君
伊藤 英成君
古堅 実吉君

文教委員

辭任

塩谷 立君
坂井 隆憲君
菅 直人君

補欠

坂井 隆憲君
塩谷 立君

社会労働委員

辭任

補欠

江田 五月君

農林水産委員

辭任

江田 五月君
愛野興一郎君
内海 英男君
古賀 誠君
佐藤 隆君
杉浦 正健君
鈴木 宗男君
近岡理一郎君

補欠

後藤田正晴君
長谷川 峻君
浜田 幸一君
原田 憲君
松本 十郎君
村田敬次郎君
村山 達雄君

商工委員

辭任

佐藤謙一郎君
田原 隆君
谷川 和穂君
江田 五月君
鳩山由紀夫君
佐田玄一郎君
村上誠一郎君
山本 拓君
菅 直人君

補欠

山本 拓君
鳩山由紀夫君
村上誠一郎君
菅 直人君
佐田玄一郎君
田原 隆君
谷川 和穂君
佐藤謙一郎君
江田 五月君

予算委員

辭任

石井 一君
正森 成二君
菅原喜重郎君
小此木三郎君
三浦 久君
佐藤 祐弘君
久野統一郎君
後藤田正晴君
長谷川 峻君

補欠

久野統一郎君
古堅 実吉君
伊藤 英成君
柳本 卓治君
佐藤 祐弘君
三浦 久君
石井 一君
井出 正一君
町村 信孝君

五

遠藤 和良君	伏屋 修治君
越中 義彦君	近江巳記夫君
上野 建一君	細谷 治通君
古堅 実吉君	佐藤 祐弘君
吉井 英勝君	菅野 悦子君
秋葉 忠利君	辻 一彦君
馬場 昇君	伊藤 忠治君
細川 律夫君	前島 秀行君
細谷 治通君	小岩井 清君
玉城 栄一君	竹内 勝彦君
平田 米男君	草野 威君
江田 五月君	阿部 昭吾君
佐藤 祐弘君	古堅 実吉君
菅野 悦子君	金子 満広君
川端 達夫君	高木 義明君
伊藤 忠治君	大木 正吾君
清水 勇君	後藤 茂君
前島 秀行君	網岡 雄君
近江巳記夫君	倉田 栄喜君
竹内 勝彦君	齊藤 節君
伏屋 修治君	河上 翠雄君
金子 満広君	菅野 悦子君
網岡 雄君	長谷百合子君
草野 威君	大野由利子君
倉田 栄喜君	坂井 弘一君
齊藤 節君	東 祥三君
大木 正吾君	齊藤 一雄君
小林 守君	川島 實君
小松 定男君	沢田 広君
佐々木秀典君	渡部 行雄君
河上 翠雄君	吉井 光昭君
坂井 弘一君	阿部 昭吾君

菅野 悦子君	吉井 英勝君
古堅 実吉君	東中 光雄君
後藤 茂君	谷村 啓介君
東 祥三君	齊藤 節君
川島 實君	井上 普方君
小岩井 清君	串原 義直君
齊藤 節君	森本 晃司君
越中 義彦君	貝沼 次郎君
谷村 啓介君	山元 勉君
岩屋 毅君	田澤 吉郎君
狩野 勝君	倉成 正君
萩山 教嚴君	稲村 利幸君
山本 有二郎君	小此木三郎君
上原 康助君	松浦 利尚君
小森 龍邦君	新盛 辰雄君
齊藤 一雄君	戸田 菊雄君
沢田 広君	新村 勝雄君
辻 一彦君	和田 静夫君
外口 玉子君	藤田 高敏君
野坂 浩賢君	武藤 山治君
長谷百合子君	川崎 寛治君
堀込 征雄君	加藤 万吉君
山元 勉君	嶋崎 讓君
和田 貞夫君	佐藤 敬治君
渡部 行雄君	村山 富市君
大野由利子君	神崎 武法君
貝沼 次郎君	冬柴 鐵三君
森本 晃司君	日笠 勝之君
吉井 光昭君	山田 英介君
東中 光雄君	三浦 久君
高木 義明君	大内 啓伍君
阿部 昭吾君	嶋崎弥之助君

決算委員

辞任

阿部未喜男君

井上 普方君

議院運営委員

辞任

田口 健二君

和田 静夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

佐藤 隆君

近岡理一郎君

衛藤 晟一君

松岡 利勝君

(議案提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

消費税法を廃止する法律案(伊藤茂君外七名提出)

消費税法を廃止する法律案(伊藤茂君外七名提出)

消費税法を廃止する法律案(伊藤茂君外七名提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(伊藤茂君外七名提出)

税制再改革基本法案(伊藤茂君外七名提出)

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

商品取引法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

証券取引法の一部を改正する法律案

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案

市民農園整備促進法案

(議案受領)

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事會決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件

千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

育児休業法案

(議案付託)

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号) 地方行政委員会 付託

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

社会労働委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 通信委員会 付託

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号) 建設委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)(予) 海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)(予)

以上二件 農林水産委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号) 大蔵委員会 付託

市民農園整備促進法案(内閣提出第六一号)

農林水産委員会 付託

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出第六〇号) 通信委員会 付託

一、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

千九百八十九年七月三日に国際コーヒー理事会

決議によって承認された千九百八十三年の国際コーヒー協定の有効期間の延長の受諾について承認を求めるの件(条約第六号)(参議院送付)

千九百八十九年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律案(内閣提出第四八号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

取引所税法案 沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

取引所税法案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐藤祐弘君提出タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問に対する答弁書

タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問主意書 右の質問主意書を提出する。

平成二年四月九日

提出者 佐藤 祐弘

衆議院議長 櫻内 義雄殿

タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問主意書

一九八七年度におけるハイヤー・タクシー(以下「タクシー等」という。)の利用者は三十三億四千二百万人で、国民一人当たりの年間利用回数は二七・四回と、タクシー等は国民生活に根ざした公共輸送機関として定着している。このタクシー等の運行は、四十二万五千三十一人(同年度の運転者)によって支えられている。タクシー等が文字どおり公共輸送機関にふさわしく、安全第一、常識ある接客態度など利用者本位のサービス向上をはかるためにもタクシー等で働く運転者の労働条件の改善は切実に求められている。

まず労働時間の問題では、異常な長時間労働が一向に改善されていない。「週労働時間を四十八時間から四十六時間に労働時間の短縮等」を定めた「改正労働基準法(一九八八年施行)」は、タクシー等を含む自動車運転者について三年間の猶予期間を定めたが、それも本年度で終わり、いよいよ九一年度から適用されることになる。しかし、タクシー運転手の労働時間は、年間二千八百八時間(八八年度)にも及び、週労働時間は五十四時間を超える状態が続いている。

また、タクシー労働者の年間賃金収入についていえば、男子常用労働者(三十人規模以上の企業)の年間収入に比べてかなり下回った水準にある。

一九八六年には、全国平均で約百二十七万円、八七年には百三十二万円、八八年には百二十五万円と、他産業に比して相当の格差が生まれている。(いずれも労働省政策調査部編「賃金センサス」及び「毎月勤労統計要覧」による。)

このような状況の下で、タクシー等の運転者は慢性的な人手不足になっている。その大きな原因は、政府が運賃改定のたびに、労働条件の改善、サービス向上をタクシー等の事業者に課しながら、これを厳守させていなかったことにある。政府はいまこそその責任を果たすために関係諸法規等を駆使して、タクシー労働者の労働条件改善のために全力をあげるべきである。

よって、以下のとおり質問する。

一 政府は、タクシー運転者の労働条件を改善するために、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)等の告示や通達を出してきたところであるが、その改善が一向に進んでいないことは重大である。

例えば、労働省が発表しているハイヤー・タクシー関係の改善基準違反率は五六・四%(八七年度)と、半分以上の事業場が「改善基準」等に違反している。また、最大拘束時間が「改善基準」等に違反している事業場は、三七・八%(八七年度)と、五年前よりも八%増えている。

(一) 政府は、このような深刻な現状の原因はなんであると考えているのか。また、その改善のために、いままでどのような具体的な措置をしてきたか。

(二) 道路運送法、「改善基準」等での違反や違背があり、関係当局の指導や是正等に服しない

事業者に対しては、法令に基づく処罰を行うべきではないのか。

二 改正労働時間施行までの猶予期間が残すところ一年足らずとなっているが、タクシー等の労働者の週労働時間は、五十四時間を超えている。このような現状をふまえて、来年度から週四十六労働時間を厳守させるために、政府はどのような実効ある具体的な措置をとるのか、明らかにされたい。

三 タクシー等の労働者の年間賃金収入は三百十五万円(八八年度)で、他産業の平均年間賃金収入四百四十万円(同年度)の七一・五%、その差は百二十五万円にも及び、それが人手不足の大きな要因となっている。政府は、このような実態をどのように認識しているか、また、その改善のためにどのような具体的な措置を講じてきたのか。

四 一九六九年十一月に当時のタクシー等の運輸者の深刻な労働条件を改善するために、「物価対策交通関係協議会の決定及び労働省要望書」が出されて一定の労働条件の改善が行われた。これらの措置は、当時の「特殊な条件の下で実施されたものである」と説明されているが、タクシー等をめぐる現在の状況は当時より深刻でさえある。それが、事業者の相次ぐ違背と、政府・関係当局の指導の不徹底によるものであることは明白である。政府はこうした現状を厳しく認識し、前記の関係協議会及び要望書と同様の趣旨の措置を、現時点であらためてとる必要があると思うがどうか。

内閣衆質一八第四号

平成二年四月二十四日

内閣総理大臣 海部 俊樹
衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員佐藤祐弘君提出タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤祐弘君提出タクシー運転手の労働条件の改善等に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

ハイヤー・タクシー運転者については、適切な労働時間管理が行われにくいこと等の理由により労働時間が長い等労働条件の改善が遅れている実態にあるため、政府としては、従来から適切な労働時間管理等の確保のための監督指導の実施によりハイヤー・タクシー運転者の労働条件の改善に努めてきたところである。

また、平成元年二月には、関係労使が参加する中央労働基準審議会における検討を踏まえ、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第七号。以下「改善基準」という。)を定め、その対策の一層の強化を図ったところである。

一の(二)について
政府としては、従来からハイヤー・タクシー事業者に対し監督指導を実施することにより、関係法令及び改善基準の遵守徹底に努めてきており、法令違反が認められた事業者に対しては、厳正な措置を講じてきているところである。

二について

ハイヤー・タクシー事業については、現在週四十六時間労働制の適用猶予措置の対象事業となっているが、平成三年三月三十一日に猶予措置の期限が到来することを踏まえ、週四十六時間労働制への移行について周知徹底を図っているところである。

三及び四について

ハイヤー・タクシー運転者の賃金を他産業労働者のそれと厳密に比較することは困難であるが、労働省が実施している賃金構造基本統計調査によれば、ハイヤー・タクシー運転者の賃金の平均値は、全産業労働者のそれを下回っている傾向にある。

政府としては、健全なハイヤー・タクシー事業の確立について引き続き努力してきているところであり、今後とも労働条件の改善について事業者を指導してまいりたい。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案

右国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 電子情報処理組織による手続等(第三

条第十三条)

第三章 予納第十四条・第十六条)

第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関

第一節 指定情報処理機関(第十七条・第三十五条)

第二節 指定調査機関(第三十六条・第三十九条)

第五章 雑則(第四十条・第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条・第四十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)及び商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の特例を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、特許出願その他の工業所有権に関する手続(以下単に「手続」という。)をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 この法律において「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。

3 この法律において「審判長」、「審判官」又は「審査官」とは、それぞれ特許法(実用新案法において準用する場合を含む。)又は実用新案法に規定する審判長、審判官又は審査官をいう。

第二章 電子情報処理組織による手続等
(電子情報処理組織による特定手続)

第三条 手続をする者は、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて政令で定めるもの(以下「特定手続」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。)への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による特定処分等)

第四条 特許庁長官、審判長、審判官、審査官又は特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員は、特許等関係法令の規定による処分又は審査若しくは審判に関する記録であつて政令で定めるもの(以下「特定処分等」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うもの

として規定した特許等関係法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

3 審判官その他の政令で定める者(以下「審判官等」という。)は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名し、印を押さなければならぬものとされている場合において、第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、通商産業省令で定めるところにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による特定通知等)
第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて政令で定めるもの(以下「特定通知等」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の通商産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置(特許庁の使用に係るものを除く。)に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達し

たものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書面の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等(送達又は送付をいう。以下同じ。)により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条(実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第七十七条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

(磁気ディスクによる特定手続等)
第六条 手続をする者は、特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの(以下「特定手続等」という。)については、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の提出により行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続等に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続等が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の

政令で定める事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

(書面の提出による手続等)

第七条 特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続を書面の提出により行った者は、特許庁長官に対し、当該手続に係る書面であつて政令で定めるものに記載された事項(通商産業省令で定めるものを除く。)を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から政令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2 特許庁長官は、前項の政令で定める手続が同項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相応の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を無効にすることができる。

(書面に記載された事項のファイルへの記録等)
第八条 特許庁長官は、特定手続等が書面の提出により行われたときは、前条第一項の政令で定める手続にあつては同項の磁気ディスクに記録された事項その他の政令で定める事項を、それ以外の特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 書面の提出により行われた特定手続等については前項の規定によりファイルに記録された事項

は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

3 特許庁長官は、前項のファイルに記載された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記載された事項を訂正しなければならない。

4 何人も、第二項のファイルに記載された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記載しなければならない。

(指定情報処理機関)

第九條 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に、第六條第三項若しくは前條第一項の規定によるファイルへの記録、第七條第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力(人力のための準備作業を含む。)、編集若しくはこれらに類する処理(以下「情報処理業務」という。の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の指定をしたときは、当該指定情報処理機関が行う情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、指定情報処理機関が第七條第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「指定情報処理機関に対し」とする。

(ファイルに記載されている事項を記載した書類の送達等)

第十條 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記載されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。

(ファイルに記載されている事項等の縦覧)

第十一條 特許庁長官は、政令で定めるところにより、特許法第五十一條第五項(同法第五十九條第三項(同法第七十四條第一項、実用新案法第四十五條において準用する場合を含む。))及び実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。)、特許法第六十一條の第三項(実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。)、特許法第六十五條第一項(同法第七十四條第四項(実用新案法第四十五條において準用する場合を含む。))及び実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。及び実用新案法第十三條において準用する場合を含む。の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記載されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

第十二條 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。

ことができる。

一 ファイルに記載されている事項

二 特許法第二十七條第一項の特許原簿、実用新案法第四十九條第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一條第一項の意匠原簿又は商標法第七十一條第一項の商標原簿のうち磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製された部分に記載されている事項であつて政令で定めるもの

2 何人も、特許庁長官に対し、ファイルに記載されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

3 特許法第八十六條ただし書(実用新案法第五十五條第四項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三條ただし書及び商標法第七十二條ただし書の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

(磁気ディスクによる公報の発行)

第十三條 特許法第九十三條の特許公報又は実用新案法第五十三條の実用新案公報は、通商産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

第三章 予納

(見込額の予納)

第十四條 特許法第七條第一項の特許料若しくは同法第十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付す

べきものに限る。以下この章において同じ。))を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。))を予納することができる。

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。))をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

4 予納届をした者について相続又は合併があつた場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一條第二項において準用する特許法第二十條の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(見込額からの納付等)

第十五條 特許庁長官は、前條第一項の規定により予納をした者(以下「予納者」という。))が、特許料等又は手数料の納付に際し通商産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

2 予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残

余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

3 前項の規定による残余の額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失った旨の通知を受けた日から六月を経過した後は、請求することができない。

(代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは、「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と読み替へるものとする。

第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関

関

第一節 指定情報処理機関

(指定)

第十七条 第九条第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行ふ。

(欠格事項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の指定を受けることができない。

一 特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十六条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて情報処理業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(情報処理業務の実施義務)

第二十条 指定情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十一条 指定情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しよ

うとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第二十三条 指定情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第二十四条 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十五条 指定情報処理機関の役員の選任及び解任は、特許庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第二十六条 特許庁長官は、指定情報処理機関の役員が、特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十七条 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職に就いた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する指定情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十八条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第二項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令等)

第二十九条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第十九条第一号から第三号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、情報処理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。
- 四 第二十二条第三項、第二十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところ

により、保存しなければならない。

(聴聞)

第三十二条 特許庁長官は、第二十六条又は第三十条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(特許庁長官による情報処理業務)

第三十三条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により指定情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が指定情報処理機関の指定を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条第一項の指定をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による届出があったとき。
- 三 第二十三条の許可をしたとき。
- 四 第三十条の規定により指定を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三十五条 この節に規定するもののほか、指定情報処理機関の行う情報処理業務に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 指定調査機関

(指定調査機関の指定等)

第三十六条 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、特許出願又は実用新案登録出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願又は実用新案登録出願に係る発明又は考案と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 調査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 民法第三十四条の規定により設立された法人であって、その役員又は職員が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって調査業務が公正になるおそれがないものであること。

五 その指定することによって調査業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 指定調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(準用)

第三十九条 第十八条、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条(第五号を除く。)及び第三十五条の規定は、指定調査機関に準用する。こ

の場合において、第十八条中「特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあり、及び第二十六条中「特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあるのは「特許等関係法令」と、第二十一条、第二十二條、第二項及び第三項、第二十三條、第二十七條、第二十九條第二項、第三十條、第三十一條第一項、第三十四條並びに第三十五條中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十五條及び第二十六條中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十九條第一項中「第十九條第一号から第三号まで」とあるのは「第三十七條第一号から第四号まで」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(手数料)

第四十條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならぬ。

- 一 第七條第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者
- 二 第十二條第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者
- 三 第十二條第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者
- 四 第十二條第二項の規定により書類の交付を請求する者

2 前項の手数は、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについて、当該指定情報処理機関の収入とする。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による手数料の納付は、指定情報処理機関に納める場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

5 特許法第九十五條第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。

(特許法の準用等)

第四十一條 特許法第三條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続についての期間に準用する。

2 特許法第七條、第八條第一項及び第二項、第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條第二項(第三号を除く。)及び第三項、第十八條第一項、第十九條から第二十一條まで並びに第二十六條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。

3 特許法第八十四條の二の規定は、第七條第三項又は前項において準用する特許法第十八條第一項の規定による処分取消しの訴えに準用する。

4 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続であつて特許又は実用新案登録に関するものについての期間は、特許法第二十四條(実用新案法第五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定により、当該手続が中断し、若しくは中止した時にその進行を停止し、又は当該手続についての期間の進行が開始した時に

その進行を開始するものとする。

第六章 罰則

第四十二條 第二十七條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三條 第三十條(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三條(第三十九條において準用する場合を含む。)の許可を受けないで情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。
- 二 第二十八條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 三 第三十一條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條、第十四條、第十五條第二項、第十六條(第十五條第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。)、第十七條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條から第二十九條まで、第三十條(第三号を除く。)、第三十二條、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第三十九條(第二十三條、第三十條第三号、第三十一條及び第三十五條の準用に係る部分を除く。)、第四十一條、第四十二條、第四十四條第二号及び附則第九條の規定並びに附則第三條中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第二条第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(弁理士法の一部改正)

第二條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二第一項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其他ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ次項ニ於テ亦同ジ)」を加え、同条第二項中「書類」の下に「又ハ電磁的記録」を加える。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第三條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第十八条第一項」の下に「の規定により手数料を、工業所有權に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第号）第四十条第一項を加え、同条第二項中「及び商標法」を「商標法及び工業所有權に関する手続等の特例に関する法律」に改める。

（特許法の一部改正）

第四条 特許法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「その」を「願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について」に改める。

第三十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書に、「記載した明細書及び必要な図面を添付しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第四十九条第三号中「第三十六条第三項若しくは第四項及び第五項」を「第三十六条第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

第五十一条第三項に次のただし書を加える。
ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされている

ときは、この限りでない。

第五十一条第三項第四号中「添付した」を「添付したに改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項
第五十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができ。

第五十五条第一項ただし書中「第三十六条第四項第三号」を「第三十六条第五項第三号」に改める。

第六十五条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することとが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

第六十五条の二第二項第四号中「添付した」を「添付したに改め、「特許公報に掲載することとが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 願書に添付した要約書に記載した事項
第六十五条の二に次の一項を加える。

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。
第七十条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

第二百二十三条第一項第三号中「第三十六条第三項又は第四項（第三号を除く。）及び第五項」を「第三十六条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項」に改める。

第六百六十五条第一項中「第五十一条第二項から第四項まで」を「第五十一条第二項、第三項（第五号を除く。）及び第五項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第八百八十四条の四第一項中「及び図面」を「図面に改め、「限る。」の下に「及び要約」を加え、同条第四項中「（以下を「要約に係るものを除く。以下に改める。

第八百八十四条の五第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

第八百八十四条の六第二項中「提出した図面」の下に「と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書」を加える。

第八百八十四条の九第二項第五号中「並びに図面」を「図面に改め、「内容」の下に「並びに要約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「日本語特

許出願に係る証明等の請求については、第八百八十六条第一号中「又は第六十七條の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三条(2)に規定する国際出願の要約（出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。）とし、「を削り、「同号」を「第八百八十六条第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八條の六」の下に「第五十一条第三項ただし書」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

第八百八十四条の十六第二項中「その他」を「要約その他」に改め、同条第五項中「第八百八十四条の九第五項」を「第八百八十四条の九第六項」に改める。

第八百八十六条第一号中「若しくは図面」を「図面若しくは要約書」に改める。

（実用新案法の一部改正）

第五条 実用新案法の一部を次のように改正する。

第五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書」に、「記載した明細書及び図面を添付しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。

第五項に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した考案の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第十一條第三号中「第五條第三項若しくは第四項及び第五項」を「第五條第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

第十三條の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

第十三條の二第二項第四号中「添付した」を「添付した」に改め、「実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。」を削り、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項第十三條の二第三項中「添付した」を「添付した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第六十五條の二第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第三十七條第一項第三号中「第五條第三項又は第四項(第三号を除く。)及び第五項」を「第五

条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項」に改める。

第四十八條の四第一項中「及び図面」を「図面」に改め、「限る。)の下に」及び「要約」を加え、同条第四項中「(以下)」を「(要約に係るものを除く。以下)」に改める。

第四十八條の五第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

第四十八條の六第二項中「提出した図面」の下に「と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書を加える。」

第四十八條の八第二項第五号中「並びに図面」を「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第五項中「第百八十四條の九第四項から第六項まで」を「第百八十四條の九第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第百八十四條の九第三項の規定は、前項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第四十八條の十四第二項中「その他」を「要約その他」に改める。

(意匠法の一部改正)

第六條 意匠法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項ただし書中「送達」の下に「(工

業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 号)の規定により当該法律の送達とみなされるものを含む。次項ただし書において同じ。)」を加える。

(商標法の一部改正)

第七條 商標法の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第五十一條第四項」を「第五十一條第五項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第八條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第百六号中「出願書類」の下に「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 号)の規定により出願書類とみなされるものを含む。)」を加える。

(政令への委任)

第九條 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における飛躍的な技術革新等を反映した工業所有権に関する出願の内容の高度化及び複雑化、出願件数の増大等工業所有権制度をめぐり情勢の変化に対処し、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における飛躍的な技術革新等を反映した工業所有権に関する出願の内容の高度化及び複雑化、出願件数の増大等工業所有権制度をめぐり情勢の変化に対処し、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 電子情報処理組織による手続等

(一) 特許出願等の手続については、電子情報処理組織(オンライン)を使用し、又は磁気ディスク(フレキシブルディスク)の提出により行うことができるものとし、当該手続については、特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

(二) 特許出願等の手続を従前通り書面の提出により行つた者は、出願内容等を磁気ディスクに記録すべきことを求めなければならない。

(三) 特許庁が行う処分、通知、閲覧等については、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとし、当該処分等については、特許等関係法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

(四) 特許庁長官は、「指定情報処理機関」に、(二)の磁気ディスクへの記録又はこれらの記

平成二年四月二十七日 衆議院會議録第十四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案及び同報告書 恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一六

録に必要な情報の処理の全部又は一部を行
わせることができる。

(四) 特許公報又は実用新案公報は、磁気ディ
スクをもって発行することができる。

2 予納

(一) 納付すべき特許料等又は手数料の見込額
を、特許印紙をもって予納することができる。

(二) 特許庁長官は、その予納者が予納した見
込額から、手続の都度、特許料等又は手数
料の額に相当する金額を控除し、当該金額
を当該特許料等又は手数料の納付に充て
る。

3 指定情報処理機関

1 の四の指定情報処理機関に関し、指定の
基準、情報処理業務の実施義務、秘密保持義
務等必要な事項を規定する。

4 指定調査機関

(一) 特許庁長官は、「指定調査機関」に、特許
出願又は実用新案登録出願の審査に必要な
調査のうち、その特許出願又は実用新案登
録出願に係る発明又は考案と同一の技術の
分野に属する発明又は考案に関する調査業
務を行わせることができる。

(二) (一)の指定調査機関に関し、指定の基準、
調査業務の実施義務、秘密保持義務等必要
な事項を規定する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を
超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、予納、指定情報処理機関

及び指定調査機関の指定等に係る規定は、公
布の日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

6 特許法及び実用新案法の一部改正

(一) 特許出願の願書には、発明内容等の要約
書を添付しなければならないものとし、出
願公開の際、当該要約書の特許公報に掲載
する。

(二) 特許発明の技術的範囲を定めるに当たっ
ては、願書に添付した要約書の記載を考慮
してはならない。

(三) 実用新案法について、(一)及び(二)に準ずる
改正を行う。

7 その他

この法律の施行に関し必要な経過措置等に
ついて政令に委任するとともに、意匠法、商
標法等関係法律の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、近年の出願件数の増大等による審査
要処理期間の長期化等我が国工業所有権行政が
直面する諸課題に対処し、工業所有権に関する
手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報
の利用の促進を図るための措置として妥当な
ものと認め、これを可決すべきものと議決した次
第である。

なお、本案に対し、別紙の附帯決議を付する
ことに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二年度特許特別会計予算に、本案施行に

要する経費として九五億八、三〇〇万円が計上
されている。

右報告する。

平成二年四月二十五日

商工委員長 浦野 休賢

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

工業所有権に関する手続等の特例に関する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、我が国の特許・実
用新案の審査要処理期間の長期化に対し、内外か
ら批判が高まっている現状にかんがみ、ペーパー
レスシステム構築計画を着実に推進しつつ、次の
諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の趣旨・内容について、出願人等関係者
に周知徹底を図るため、法施行日まで所要の期
間を確保すること。

二 電子出願の実施に伴い、中小企業、小規模特
許事務所等に過大な経済的負担を強いることの
ないよう、出願に際し要する費用に配慮すると
ともに、電子出願に係る支援策の充実に努める
こと。

三 磁気ディスクによる出願を容易ならしめるた
め、JIS文書規格適合機種及びJIS規格ヘ
の文書変換ソフトウェアの開発・普及が早急に
図られるよう関係業界を指導すること。

四 審査要処理期間の短縮化を図るため、審査官
等必要な人員の確保、工業所有権情報提供サー
ビスの改善等に引き続き努力し、審査要処理期

間を可及的速やかに国際水準とするよう特段の
措置を講ずること。

五 ペーパーレスシステムの構築に伴う電子計算
機の安全対策に万全を期すること。

六 指定情報処理機関及び指定調査機関の業務が
公正・的確に遂行されるようその業務監督に万
全を期すること。

恩給法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一
部を次のように改正する。

別表第二号表中「四、七〇四、〇〇〇円」を
「四、八四四、〇〇〇円」に、「三、九一九、〇
〇〇円」を「四、〇三六、〇〇〇円」に、「三、二
二九、〇〇〇円」を「三、三三五、〇〇〇円」に、
「二、五五四、〇〇〇円」を「二、六三〇、〇〇
〇円」に、「二、一〇六七、〇〇〇円」を「二、二
九、〇〇〇円」に、「一、六七〇、〇〇〇円」を
「一、七二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、〇〇四、〇〇〇円」を
「五、一五三、〇〇〇円」に、「四、一五一、〇
〇〇円」を「四、二七五、〇〇〇円」に、「三、五

六二、〇〇〇円を「三、六六八、〇〇〇円」に、「二、九二六、〇〇〇円」を「三、〇一三、〇〇〇円」に、「二、三四六、〇〇〇円」を「二、四一六、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、四一七、二〇〇円」を「四、五四八、八〇〇円」に、「四、〇八〇、四〇〇円」を「四、二〇二、〇〇〇円」に、「三、九一〇、五〇〇円」を「四、〇二七、〇〇〇円」に、「三、七七五、九〇〇円」を「三、八八八、四〇〇円」に、「二、六六四、〇〇〇円」を「二、七四三、四〇〇円」に、「二、五四〇、五〇〇円」を「二、六二六、二〇〇円」に、「二、二九〇、八〇〇円」を「二、三五九、一〇〇円」に、「一、八七二、一〇〇円」を「一、九二七、九〇〇円」に、「一、八〇〇、九〇〇円」を「一、八五四、六〇〇円」に、「一、六八三、七〇〇円」を「一、七三三、九〇〇円」に、「一、六三七、二〇〇円」を「一、六八六、〇〇〇円」に、「一、五八九、四〇〇円」を「一、六三六、八〇〇円」に、「一、三九九、八〇〇円」を「一、四四一、五〇〇円」に、「一、二四一、七〇〇円」を「一、二七八、七〇〇円」に、「一、一九八、一〇〇円」を「一、二三三、八〇〇円」に、「一、一六七、五〇〇円」を「一、二〇二、三〇〇円」に、「一、一四〇、三〇〇円」を「一、一七四、三〇〇円」に、「一、一三三、三〇〇円」を「一、一四六、五〇〇円」に、「一、〇六九、九〇〇円」を「一、一〇一、八〇〇円」に、「一、四九一、〇〇〇円」を「一、五三三、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、四一七、二〇〇円」を

「四、五四八、八〇〇円」に、「四、〇八〇、四〇〇円」を「四、二〇二、〇〇〇円」に、「三、九一〇、五〇〇円」を「四、〇二七、〇〇〇円」に、「三、七七五、九〇〇円」を「三、八八八、四〇〇円」に、「二、六六四、〇〇〇円」を「二、七四三、四〇〇円」に、「二、五四〇、五〇〇円」を「二、六二六、二〇〇円」に、「二、二九〇、八〇〇円」を「二、三五九、一〇〇円」に、「一、八七二、一〇〇円」を「一、九二七、九〇〇円」に、「一、八〇〇、九〇〇円」を「一、八五四、六〇〇円」に、「一、六八三、七〇〇円」を「一、七三三、九〇〇円」に、「一、六三七、二〇〇円」を「一、六八六、〇〇〇円」に、「一、五八九、四〇〇円」を「一、六三六、八〇〇円」に、「一、三九九、八〇〇円」を「一、四四一、五〇〇円」に、「一、二四一、七〇〇円」を「一、二七八、七〇〇円」に、「一、一九八、一〇〇円」を「一、二三三、八〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百四十九万千円」を「百五十三万五千円」に、「百十五万九千円」を「百十九万四千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

階 級	俸 給 年 額
大 将	六、五七八、七〇〇円
中 将	五、八六三、一〇〇円
少 将	四、六五七、八〇〇円
大 佐	四、〇二七、〇〇〇円
中 佐	三、八五三、四〇〇円
少 佐	三、〇一一、四〇〇円
大 尉	二、五四九、九〇〇円
中 尉	二、〇二五、二〇〇円
少 尉	一、七三三、九〇〇円
准士官	一、五九八、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、三一七、六〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、二三三、八〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、二〇二、三〇〇円
兵	一、一〇一、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、五二四、〇〇〇円」を「一、五六九、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、三八五、〇〇〇円」を「一、四二六、〇〇〇円」に、「一、一一一、〇〇〇円」を「一、一四四、〇〇〇円」に、「八九四、〇〇〇円」を「九二二、〇〇〇円」に、「七九二、〇〇〇円」を「八二五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

俸 給 年 額	金 額
六、五七八、七〇〇円	六、四二〇、二〇〇円
五、八六三、一〇〇円	五、七七五、二〇〇円
四、六五七、八〇〇円	四、五四八、八〇〇円
四、〇二七、〇〇〇円	三、八八八、四〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金	額
三、八五三、四〇〇円	三、六七五、〇〇〇円	
三、〇一一、四〇〇円	二、九〇五、三〇〇円	
二、五四九、九〇〇円	二、三五九、一〇〇円	
二、〇二五、二〇〇円	一、八五四、六〇〇円	
一、七三三、九〇〇円	一、六三六、八〇〇円	
一、五九八、六〇〇円	一、四四一、五〇〇円	
一、三三七、六〇〇円	一、二〇二、三〇〇円	
一、一三三、八〇〇円	一、一四六、五〇〇円	
一、〇二二、三〇〇円	一、〇一、八〇〇円	
一、〇一一、八〇〇円	九七〇、七〇〇円	

附則別表第七(附則第十三条関係)		
仮定俸給年額	金	額
二、五四九、九〇〇円	二、七四三、四〇〇円	
二、〇二五、二〇〇円	二、一八七、九〇〇円	
一、七三三、九〇〇円	一、九二七、九〇〇円	
一、五九八、六〇〇円	一、七三三、九〇〇円	

附則別表第八(附則第十三条関係)		
仮定俸給年額	金	額
二、五四九、九〇〇円	三、一六一、九〇〇円	
二、〇二五、二〇〇円	二、四八六、九〇〇円	
一、七三三、九〇〇円	二、二四〇、四〇〇円	
一、五九八、六〇〇円	二、〇二五、二〇〇円	

仮定俸給年額	金	額
六、五七八、七〇〇円	七、〇七二、〇〇〇円	
五、八六三、一〇〇円	六、三〇八、三〇〇円	
四、六五七、八〇〇円	五、三三八、四〇〇円	
四、〇二七、〇〇〇円	四、六五七、八〇〇円	
三、八五三、四〇〇円	四、三七五、九〇〇円	
三、〇一一、四〇〇円	三、四九二、八〇〇円	
二、五四九、九〇〇円	二、九〇五、三〇〇円	
二、〇二五、二〇〇円	二、三三五、〇〇〇円	
一、七三三、九〇〇円	二、〇二五、二〇〇円	
一、五九八、六〇〇円	一、八二九、一〇〇円	
一、三三七、六〇〇円	一、四八九、六〇〇円	
一、一三三、八〇〇円	一、三九七、五〇〇円	
一、〇二二、三〇〇円	一、三三三、六〇〇円	
一、〇一一、八〇〇円	一、三三三、八〇〇円	

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百十五万九千円」を「百十九万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「平成元年四月分」を「平成二年四月分」に改め、同項の表中「九二六、四〇〇円」を「九五四、〇〇〇円」に、「六九四、八〇〇円」を「七一五、五〇〇円」に、「五五五、八〇〇円」を「五七二、四〇〇円」に、「四六三、二〇〇円」を「四七七、〇〇〇円」に、「六四七、八〇〇円」を「六六七、一〇〇円」に、「四八五、九〇〇円」を「五〇〇、三〇〇円」に、「三八八、七〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に、「三三三、九〇〇円」を「四〇〇、三〇〇円」に改める。

〇〇円」を「三三三、六〇〇円」に改め、同条第四項中「平成元年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、五八五、九〇〇円」を「三、六九二、八〇〇円」に、「二、九〇九、〇〇〇円」を「三、〇八〇、一〇〇円」に、「二、四七一、九〇〇円」を「二、五四五、六〇〇円」に、「一、九五九、三〇〇円」を「二、〇一七、七〇〇円」に、「一、五九三、五〇〇円」を「一、六四一、〇〇〇円」に、「一、二九一、一〇〇円」を「一、三二九、六〇〇円」に、「一、一七三、八〇〇円」を「一、二〇八、八〇〇円」に、「一、〇六八、五〇〇円」を「一、一〇〇、三〇〇円」に、「八五九、〇〇〇円」を「八八四、六〇〇円」に、「六九四、〇〇〇円」を「七四七、〇〇〇円」に、「六二〇、六〇〇円」を「六二八、八〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項第一号中「二十二万九千九百円」を「二十二万九千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十二万六千三百円」を「十三万九百円」に改め、同条第二項中「十萬五千三百円」を「十一萬四千四百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十三万三千九百円」を「三十三万三千六百円」に、「二十四万二千九百円」を「二十五万二千二百円」に改め、同条第四項中「六万円」を「六万四千三百円」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」といふ)を除く)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給法に關する法令を含む。附則第十條において同じ)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(公務員等恩給年額の改定)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く)については、平成二年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成二年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成二年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成二年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

附則

第七条 特例傷病恩給については、平成二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く)を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等恩給年額の改定)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」といふ)附則第十四條第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成二年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第九条 傷病者遺族特別年金については、平成二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成二年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規

定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十一条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十二条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 平成二年四月分から同年六月分までの普通恩給に關する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第十條の規定による改定を行わなかつた場合に受けることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
九四二、六〇〇円	九七〇、七〇〇円
九八四、四〇〇円	一、〇二三、七〇〇円
一、〇二七、四〇〇円	一、〇五八、〇〇〇円
一、〇六九、九〇〇円	一、一〇一、八〇〇円
一、一一三、三〇〇円	一、一四六、五〇〇円
一、一四〇、三〇〇円	一、一七四、三〇〇円
一、一六七、五〇〇円	一、二〇二、三〇〇円
一、一九八、一〇〇円	一、二三三、八〇〇円
一、二四一、七〇〇円	一、二七八、七〇〇円
一、二七九、五〇〇円	一、三二七、六〇〇円
一、三一四、四〇〇円	一、三五三、六〇〇円
一、三五七、一〇〇円	一、三九七、五〇〇円

一、三九九、八〇〇円	一、四四一、五〇〇円
一、四四六、五〇〇円	一、四八九、六〇〇円
一、四九三、六〇〇円	一、五三八、一〇〇円
一、五五二、三〇〇円	一、五九八、六〇〇円
一、五八九、四〇〇円	一、六三六、八〇〇円
一、六三七、二〇〇円	一、六八六、〇〇〇円
一、六八三、七〇〇円	一、七三三、九〇〇円
一、七七六、二〇〇円	一、八二九、一〇〇円
一、八〇〇、九〇〇円	一、八五四、六〇〇円
一、八七一、一〇〇円	一、九二七、九〇〇円
一、九六六、六〇〇円	二、〇二五、二〇〇円
二、〇七一、二〇〇円	二、一三三、九〇〇円
二、一二四、六〇〇円	二、一八七、九〇〇円
二、一七五、六〇〇円	二、二四〇、四〇〇円
二、二四八、〇〇〇円	二、三二五、〇〇〇円
二、二九〇、八〇〇円	二、三五九、一〇〇円
二、四一四、九〇〇円	二、四八六、九〇〇円
二、四七六、一〇〇円	二、五四九、九〇〇円
二、五四〇、五〇〇円	二、六一六、二〇〇円
二、六六四、〇〇〇円	二、七四三、四〇〇円
二、七八八、七〇〇円	二、八七一、八〇〇円
二、八二二、二〇〇円	二、九〇五、三〇〇円
二、九二四、三〇〇円	三、〇一一、四〇〇円
三、〇七〇、四〇〇円	三、一六一、九〇〇円
三、二二五、〇〇〇円	三、三二〇、八〇〇円
三、三〇四、五〇〇円	三、四〇三、〇〇〇円

三、三九一、七〇〇円	三、四九二、八〇〇円
三、五六八、七〇〇円	三、六七五、〇〇〇円
三、七四一、九〇〇円	三、八五三、四〇〇円
三、七七五、九〇〇円	三、八八八、四〇〇円
三、九一〇、五〇〇円	四、〇二七、〇〇〇円
四、〇八〇、四〇〇円	四、二〇二、〇〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、三七五、九〇〇円
四、四一七、二〇〇円	四、五四八、八〇〇円
四、五二三、〇〇〇円	四、六五七、八〇〇円
四、六三三、九〇〇円	四、七七四、〇〇〇円
四、八五三、三〇〇円	四、九九七、九〇〇円
五、〇七三、一〇〇円	五、二二四、三〇〇円
五、一八三、九〇〇円	五、三三八、四〇〇円
五、二八九、〇〇〇円	五、四四六、六〇〇円
五、四九七、六〇〇円	五、六六一、四〇〇円
五、五九〇、六〇〇円	五、七五七、二〇〇円
五、六九三、四〇〇円	五、八六三、一〇〇円
五、八七五、三〇〇円	六、〇五〇、四〇〇円
六、〇五九、〇〇〇円	六、二三九、六〇〇円
六、〇九三、三〇〇円	六、二七四、九〇〇円
六、一二五、八〇〇円	六、三〇八、三〇〇円
六、一五八、三〇〇円	六、三四一、八〇〇円
六、二三四、四〇〇円	六、四二〇、二〇〇円
六、三八八、三〇〇円	六、五七八、七〇〇円
六、五四二、二〇〇円	六、七三七、二〇〇円
六、六一八、三〇〇円	六、八一五、五〇〇円

六、六九六、三〇〇円

六、八九五、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九四二、六〇〇円未満の場合又は六、六九六、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二九八を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

理 由

最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、普通恩給等の最低保障額等の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、平成元年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等を

(1) 普通恩給の最低保障額

区 分	実在職年数	現行年額	平成二年四月 改定年額
六十五歳以上の者	最短恩給年限以上	九二六、四〇〇円	九五四、〇〇〇円
	九年以上	六九四、八〇〇円	七一五、五〇〇円
	最短恩給年限未満	五五五、八〇〇円	五七二、四〇〇円
六十五歳未満の者 （傷病恩給受給者を除く）	六年以上九年未満	四六三、二〇〇円	四七七、〇〇〇円
	最短恩給年限以上	六九四、八〇〇円	七一五、五〇〇円
	九年以上	六九四、八〇〇円	七一五、五〇〇円
六十五歳未満の傷病恩給受給者	六年以上九年未満	五五五、八〇〇円	五七二、四〇〇円
	六年未満	四六三、二〇〇円	四七七、〇〇〇円

増額することにより、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 恩給年額の増額

(一) 仮定俸給の引上げ

恩給年額の計算基礎となる仮定俸給年額を、平成二年四月分以降、二・九八％引き上げること。

(二) 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

(2) 普通扶助料の最低保障額

実在職年数	現行年額	平成二年四月 改定年額
最短恩給年限以上	六四七、八〇〇円	六六七、一〇〇円
九年以上	四八五、九〇〇円	五〇〇、三〇〇円
最短恩給年限未満	三八八、七〇〇円	四〇〇、三〇〇円
六年以上九年未満	三三三、九〇〇円	三三三、六〇〇円
六年未満	三三三、九〇〇円	三三三、六〇〇円

(三) 公務関係扶助料の最低保障額等の増額

(1) 公務扶助料、増加非公務死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現行年額	平成二年四月 改定年額
公務扶助料	一、四九一、〇〇〇円	一、五三五、〇〇〇円
	〔遺族加算を含んだ額〕 一、五九六、三〇〇円	〔遺族加算を含んだ額〕 一、六四五、四〇〇円
増加非公務死扶助料及び特例扶助料	一、一五九、〇〇〇円	一、一九四、〇〇〇円
	〔遺族加算を含んだ額〕 一、二六四、三〇〇円	〔遺族加算を含んだ額〕 一、三〇四、四〇〇円

(2) 公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成二年四月分以降、十万五千三百円から十一万四千円に引き上げること。

(四) 傷病恩給の基本年額の増額

傷病恩給の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

(1) 増加恩給

区 分	現行年額	平成二年四月 改定年額
第一項 症	四、七〇四、〇〇〇円	四、八四四、〇〇〇円
第二項 症	三、九一九、〇〇〇円	四、〇三六、〇〇〇円
第三項 症	三、二二九、〇〇〇円	三、三三五、〇〇〇円
第四項 症	二、五五四、〇〇〇円	二、六三〇、〇〇〇円

第五項	症	二、〇六七、〇〇〇円	二、一二九、〇〇〇円
第六項	症	一、六七〇、〇〇〇円	一、七二〇、〇〇〇円
第七項	症	一、五二四、〇〇〇円	一、五六九、〇〇〇円

(2) 傷病年金

区 分	現 行 年 額	平成二年四月 改 定 年 額
第一 款 症	一、三八五、〇〇〇円	一、四二六、〇〇〇円
第二 款 症	一、一一一、〇〇〇円	一、一四四、〇〇〇円
第三 款 症	八九四、〇〇〇円	九二一、〇〇〇円
第四 款 症	七九一、〇〇〇円	八一五、〇〇〇円

(3) 特別傷病恩給

増加恩給及び傷病年金に準じて引き上げること。

(四) 傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(1) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、次表のとおり引き上げること。

区 分	現 行 年 額	平成二年四月 改 定 年 額
傷病年金又は第一款症以上の特別傷病恩給受給者の遺族	三三三、九〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三八三、九〇〇円	三三三、六〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三九七、九〇〇円
第二款症以下の特別傷病恩給受給者の遺族	二四二、九〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三〇二、九〇〇円	二五〇、二〇〇円 〔遺族加算を含んだ額〕 三一四、五〇〇円

(2) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成二年四月分以降、六万円から六万四千三百円に引き上げること。

(六) 寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、次表のとおり引き上げること。

扶 養 遺 族 数 等	現 行 年 額	平成二年四月 改 定 年 額
扶養遺族である子二人以上	一一一、一〇〇円	一二九、二〇〇円

扶養遺族である子一人
扶養遺族である子を有しない
六十歳以上

一二六、三〇〇円

一三〇、九〇〇円

2 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二年度一般会計予算に約三百七十二億二千六百万円が計上されている。

なお、平成三年度以降平年度所要額は、約四百九十六億三千五百万円の見込みである。

右報告する。

平成二年四月二十六日

内閣委員長 岸田 文武

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日
平成二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法等の規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律

第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。の規定、第三

条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に關する法律の規定、第四十四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号)の規定、第五十五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第十一号。以下「法律第八十一号」という。の規定及び第六十六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。の規定並びに附則第十二条の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改正)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。を除く。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、平成二年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に關する法令を含む。附則第十條において同じ。の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第七條 特別傷病恩給については、平成二年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三

条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

法律第五十一号
第八條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)以下「法律第五十一号」という。

附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成二年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

平成二年四月二十七日 衆議院会議録第十四号

一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二年四月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約について、その整備を図るため、全面的な改正を行うこととし、平成二年四月七日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約

日本国政府及びタイ政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) タイにおいては、

(i) 所得税

(ii) 石油所得税

(以下「タイの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれ

の国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「タイ」とは、タイ王国をいい、タイ王国の領水に隣接する水域でタイの法令及び国際法に基づきタイ王国の管轄権の下にあるものを含む。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はタイをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はタイの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含み、タイについてはタイの税法に基づいて課税単位として取り扱われる未分割遺産及び死亡者を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、次の者をいう。
(i) 日本国に關しては、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関

恩給法等の一部を改正する法律案及び同報告書 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) タイに関しては、タイの国籍を有するすべての個人及びタイにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) タイについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、法人の設立場所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるときみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 農場又は栽培場

(h) 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫

3 建築工事現場若しくは建設、掘付け若しくは組立ての工事又はこれらに関連する監督活動は、三箇月を超える期間継続する場合に、

「恒久的施設」とする。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じて役務の提供（コンサルティングの役務の提供を含む。）を行う場合には、このような活動が単一の工事又は複数の関連工事について十二箇月の間に合計六箇月を超える期間行われるときに限り、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

5 1から4までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。
(a) 当該一方の締約国内で、当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が5に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、5の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。
(b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、当該企業に属する物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わって規則的に注文に応じ又は引き渡すこと。
(c) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、専ら又は主として、当該企業のために、又は当該企業及び当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利益を有している他の企業のために反復して注文を取得すること。

7 一方の締約国の企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて他方の締約国内において事業を行っているという理由のみでは、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設）を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2

「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設の事業のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

8 この条の適用上、「企業の利得」には、不動産以外の財産(第十二条3に規定する使用料の支払の基因となつたものを除く)の使用又は使用の権利の対価として受領するすべての種類の支払金を含まないものとする。

第八条

1 一方の締約国の企業が航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、

当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

2 一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、他方の締約国において租税を課することができ。ただし、当該他方の締約国において課される租税の額は、その額の五十パーセントに等しい額だけ軽減される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、設けられた条件が独立の企業の間、設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに同意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者であり、かつ、利得の配分に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 産業的事業に従事する法人により支払われる配当である場合には、当該配当の額の十五パーセント

(b) その他の場合には、当該配当の額の二十パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 (a) この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

(b) 2 において、「産業的事業」とは、次のものをいう。

(i) 次の事業

(aa) 製造業、組立業及び加工業

(bb) 建設業、土木業及び造船業

(cc) 発電若しくはガス製造の事業又は水道の供給事業

(dd) 農業、林業、漁業及び栽培業

(ii) その他の事業で、この条の規定の適用上、その事業が存在する締約国の権限のある当局が「産業的事業」とであると認めるもの

4 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るとき

においても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

2 1 の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者であり、かつ、他方の締約国の居住者である法人の場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 金融機関（保険会社を含む。）が受け取る利子である場合には、当該利子の額の十パーセント

(b) その他の場合には、当該利子の額の二十五パーセント

3 2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関に支払うものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利

得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

5 1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意した

とみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができない。

2 1 の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模倣、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的

施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模倣、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りではない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が当該使用料又は収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条の他の規定に妥当な考慮を

払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に又は企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が1から3まで及び前条5に規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 次条から第十九条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において提供する人的役務（自由職業を含む。）について取得する報酬又は所得（退職年金及びこれに類する報酬を除く。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。ただし、その報酬又は所得については、次の(a)から(c)までに掲げることと条件として、当該他方の締約国において租税を免除する。

(a) 報酬又は所得の受領者が当該年を通じて合計百八十日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬又は所得が当該一方の締約国の居住者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬又は所得が当該他方の締約国において租税を課される企業によって負担されるものでないこと。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

1 一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人により行われる場合には、当該所得については、

当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づいて行われる場合には、当該所得については、そのような活動が行われた締約国において租税を免除する。

第十七条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求める
の件及び同報告書

の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が提出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ、
(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 この条の規定は、一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金には、適用しない。

第十八条

1 一方の締約国を訪れた当初に他方の締約国の居住者である個人で、当該一方の締約国の政府又は当該一方の締約国内の公設された大学、学校その他の教育機関の招請により、当該一方の締約国内の教育機関において教育又は研究を行うため二年を超えない期間当該一方の締約国を訪れるものは、その教育又は研究に対する報酬について、当該一方の締約国の租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる教育又は研究から生ずる所得については、適用しない。

第十九条

(a) 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった個人であつて、専ら、
(a) 大学その他の公設された教育機関において勉学するため、

(b) 職業上若しくは営業上の資格に必要な訓練を受けるため、又は
(c) 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉学若しくは研究を行うため、

当該一方の締約国を訪問するものは、次のものにつき、当該一方の締約国内において租税を免除される。
(i) 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
(ii) 交付金、手当又は奨励金
(iii) 五年を超えない期間内に当該一方の締約国において提供する人的役務による所得（当該所得が生計及び教育に必要な収入を構成する場合に限る。）

第二十条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十一条

1 タイ以外の国において納付される租税をタイの租税から控除することに関するタイの法令に従い、タイの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合においては、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課されるタイの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、タイの租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、
(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてタイにおいて租税を課される所得をタイにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるタイの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) タイにおいて取得される所得が、タイの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるタイの租税を考慮に入れるものとする。

(b) タイにおいて取得される所得が、タイの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるタイの租税を考慮に入れるものとする。

付されるタイの租税を考慮に入れるものとする。

3 4の規定が適用される場合を除くほか、2(a)に規定する控除の適用上、「納付されるタイの租税」には、第十条2又は第十二条2若しくは5の規定に従つて軽減が行われなかったならば納付されたとみられるタイの租税の額を含むものとみなす。

4 (a) 2に規定する控除の適用上、「納付されるタイの租税」には、次のいずれかのものに従つて軽減又は免除が行われなかったならばタイの法令に基づき納付されたとみられるタイの租税の額を含むものとみなす。
(i) この条約の署名の日に実施されている千九百七十七年（公暦二千五百二十年）投資奨励法第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十五条(2)、第三十五条(3)、第三十五条(4)若しくは第三十六条(4)の規定又は
(ii) この条約の署名の日の後に修正された(i)に掲げる規定若しくはタイの経済開発を促進するためのその他の特別の奨励措置であつて(i)に掲げる規定に基づく現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてタイの租税に関する法令に将来導入されることがあるもの。ただし、両締約国の政府が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲に関し合意することを条件とする。

(b) (a)(i)の規定（千九百七十七年（公暦二千五百二十年）投資奨励法第三十五条(3)又は第三十六条(4)に係る部分に限る。）は、個々の事案について同法第三十五条(3)又は第三十六条(4)の

規定に従って最初にタイの租税の免除若しくは軽減が行われた課税年度又はこの条約の適用が開始された課税年度のいずれか遅い方の課税年度から十三年目の課税年度の後に生ずる所得に關しては、適用しない。

5 3又は4の規定の適用がある場合には、第十条2の規定が適用される配当又は第十二条2若しくは5の規定が適用される使用料若しくは収入については、2(a)及び3又は4(a)の規定に従って与えられる日本国の租税からのいかなる控除も、当該配当、使用料又は収入の額の二十五パーセントを超えないものとする。

第二十二條

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件又はより重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることとはない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に課する租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条、第十一條又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企

業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されてお

り若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件を課されることとはない。

第二十三條

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める居住者は、当該事案について、当該締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ

る。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ

る。4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ

第二十四條

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施、租税に關する詐欺の防止又は脱税に對処するための法規の実施に必要な情報で、両締約国のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができものを交換することができ

る。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。租税の賦課及び徴収に關与し、又はこれらに關する異議についての決定に關与する者(裁判所を含む。)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(c) 營業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十五條

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十六條

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにバンコックで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) タイにおいては、

(i) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対し支払われた又は送金された金額について源泉徴収される租税

(ii) この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は事業年度の所得に対するその他の租税

3 千九百六十三年三月一日にバンコックで署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約は、2の規定に従つてこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十七条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) タイにおいては、

(i) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対し支払

われた又は送金された金額について源泉徴収される租税

(ii) 終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は事業年度の所得に対するその他の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十年四月七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中山太郎

タイ政府のために

シテイ・サウエートシラー

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求める件及び同報告書

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第五条に關し、「仲立人、問屋その他」の地位を有する代理人には、一方の締約国内で、専ら又は主として、他方の締約国の企業のために若しくはこれに代わって、又は当該企業及び当該企業が支配し若しくは当該企業に支配的利益を有している他の企業のために若しくはこれらに代わって、同条(a)、(b)又は(c)に規定されている活動に従事する者を含まないものと了解される。

2 条約第七条に關し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所を支払った又は振り替えた支払金（実費弁償に係るものを除く。）で次に掲げるものについては、損金に算入することが認められない。

(a) 特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b) 特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c) 当該恒久的施設に対する貸付けに係る利子（当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。）

3 条約第七条2、3及び4に關し、日本国の居住者が、タイ国内にある恒久的施設の実際の純利得によってタイにおいて租税を課されることを要求しない場合には、これらのいかなる規定も、タイが、当該恒久的施設に帰せられるべき

利得を当該恒久的施設の総収入の一定の妥当な比率によって決定することを妨げるものではない。ただし、その結果が同条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

4 条約第十条(b)に關し、「産業的事業」とは、また、産業投資の奨励に關するタイの法律に基づいて与えられる特典を受けることのできるすべての事業をいう。

5 条約のいかなる規定も、恒久的施設によるタイの国外への利得の処分に対し、タイが、千九百三十八年（仏曆二千四百八十二年）タイ歳入法第七十条の二に従い租税を課することを妨げるものと解してはならない。

6 条約第十六条に關し、一方の締約国の企業が同条1にいう活動から他方の締約国において取得する所得に対しては、当該他方の締約国において同条2に定めるところに従い租税を課することができると了解される。

7 条約第二十一条(a)に關し、同条4(a)(i)に掲げる規定であつて条約の署名の日の後にその内容が修正されたものに対しては、その修正が条約の署名の日に有効なこれらの規定により与えられた特典の範囲を変更しない程度のものである場合に限り、同条4(a)(i)の規定を適用し、同条4(a)(ii)の規定は、適用しないことが了解される。

8 条約第二十六条2の規定にかかわらず、第二十一条4(a)(i)の規定は、千九百八十八年一月一日以後に終了する各課税年度の所得に關し、適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十年四月七日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中山太郎

タイ政府のために

シテイ・サウエートシラー

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国とタイとの間には、昭和三十八年三月に署名された現行の租税条約が締結されているが、タイ側より、条約締結以来相当年月を経ているとして現行条約の見直しの申入れが行われ、昭和六十三年九月以来両国政府間で交渉を行った結果、合意に達したので、平成二年四月七日東京において本条約に署名を行った。

本条約は、国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約の対象である租税は、日本においては所得税、法人税、タイにおいては所得税、石油所得税とすること。

- 2 不動産から生ずる所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。
- 3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得に対してのみ、相手国において課税されること。
- 4 国際運輸業所得のうち、航空機所得に対する租税は相手国において全額免除とし、船舶所得に対する租税は相手国において五十パーセントの軽減が行われること。
- 5 配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子会社間の配当に対する税率は、産業的事業に従事する法人により支払われる配当である場合には十五パーセントを超えないこととし、その他の場合には二十パーセントを超えないこと。
- 6 利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、法人が受け取る利子に対しては、受益者が金融機関である場合には十パーセント、その他の場合には二十五パーセントを超えないこととし、また、使用料に対しては十五パーセントを超えないこと。
- 7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る不動産の譲渡収益に対しては、当該不動産等の所在地国において課税することができること。
- 8 自由職業者、給与所得者、学生、教授及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。
- 9 二重課税の排除方法は、両国ともに外国税額控除方式によることとし、一定の所得に対

して我が国においてみなし外国税額控除を認めること。

なお、本条約は、批准書交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、我が国においては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得、また、タイにおいては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対し支払われた又は送金された金額について源泉徴収される租税並びにこの条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度又は事業年度の所得に対するその他の租税について適用することになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とタイとの間の二重課税回避等の制度がさらに整備され、両国間の経済交流及び人的文化的交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年四月二十七日

外務委員長 柿澤 弘治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号	
大蔵省印刷局	
電話	03(587) 4302
定価	価 本号一部
(税)	一 一 三 円
	三 円 を 含 む